

株 主 各 位

東京都港区六本木六丁目8番10号
株式会社Success Holders
代表取締役社長 釜 薫

第34期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第34期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、安全を最優先とするため、株主の皆さまにおかれましては、極力、書面により事前に議決権行使をいただき、株主総会当日のご出席はお控えいただきますことをお勧め申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月22日（火曜日）午後6時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 開催日時 2021年6月23日（水曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分
 - 開催場所 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター Room C
（前回と異なる部屋となっておりますので、ご注意ください）
 - 目的事項
報告事項 第34期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://success-holders.inc/>）に掲載させていただきます。
- ◎本定時株主総会において、お土産のご用意や株主懇親会の開催はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事 業 報 告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大と縮小を繰り返すなか、首都圏を含む大都市圏を中心として断続的に発令された緊急事態宣言や営業自粛要請の影響を大きく受け、2020年のGDP成長率がマイナスを記録するなど、感染防止と社会・経済活動の両立を模索する極めて厳しい状況が継続しております。

当社メディア事業が属するプロモーションメディア広告市場においても、新型コロナウイルスの影響により、折込広告の一時的な需要減少、フリーペーパーの出稿延期、イベントの中止等の事象が相次ぎ、プロモーションメディア広告費は全体で前年比24.6%減少の1兆6,768億円と大幅に減少しました。(参考：株式会社電通「2020年日本の広告費」2021年2月公表)

このような経営環境の中、当社は、2021年3月期第1四半期連結会計期間及び第2四半期会計期間において構造改革を実施し、2020年8月31日に株式会社リビングプロシードの株式譲渡を以て一連の構造改革を完了いたしました。

当該構造改革により、高収益エリアの選択と集中による利益率の改善、大幅な固定費の削減を実現いたしました。また、2020年6月5日に公表しました「第三者割当による第2回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行及び新株予約権の買取契約(マンスリー・コミット・イシュー※)の締結に関するお知らせ」のとおり、資本市場を活用した資金調達を実施し、今後の成長投資に向けた資金を確保いたしました。

2021年3月期第3四半期会計期間においては、上記構造改革完了のタイミングを当社の第二創業期と位置づけ、商号変更や新ビジョンの策定を通じて当社のコーポレートアイデンティティを一新しました。さらに、新規事業としてIT人材を提供するテクノロジー事業を開始し、今後の事業成長に向けた基盤を整備いたしました。

上記子会社株式譲渡に伴い、2021年3月期第2四半期会計期間において、子会社株式売却損364,216千円を特別損失に計上しております。

その結果、当事業年度における売上高は、1,827,185千円(前年比62.1%減)となり、利益面につきましては、営業損失754,730千円(前年は373,604千円の損失)、経常損失674,486千円(前年は78,191千円の利益)、当期純損失905,558千円

(前年は192,848千円の損失)となりました。

なお、セグメント別経営成績の概況は以下のとおりです。

メディア事業においては、フリーペーパー発行エリアの見直し及び製販一体型の組織にするための子会社の再編等構造改革を実施しました。その結果、当事業年度の売上高は、1,824,681千円、セグメント損失は165,651千円となりました。

なお、当事業年度における売上高のうち主要な部分を無料地域情報誌「ぼど」による広告収入が占めております。

テクノロジー事業においては、今後の事業拡大に向けた成長投資段階と位置付けており、エンジニア人材の確保等を積極的に実施いたしました。その結果、当事業年度はコストが先行する形となり、売上高は、2,504千円、セグメント損失は48,013千円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は、101,380千円であり、その主なものは次のとおりであります。

システム刷新に関する設備投資	48,849千円
本社移転	30,495千円
支局統廃合	22,036千円

(3) 資金調達の状況

2020年3月25日の取締役会において、2020年4月10日を割当日とする第三者割当による第1回新株予約権（行使価額修正条項及び行使停止条項付）（以下「第1回新株予約権」といいます。）の発行を決議しており、2020年6月5日までに一部行使が行われた結果、新株予約権の対価と合わせて113,928千円を調達しております。

また、2020年6月5日に開示いたしました「第三者割当による第2回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び新株予約権の買取契約（マンスリー・コミット・イシュー※）の締結に関するお知らせ」に記載のとおり、早急かつより確実に資金を調達できる可能性の高い手法に切り替える必要があると判断したため、第1回新株予約権を取得・消却の上、EVO FUNDを割当先とした第2回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「第2回新株予約権」といいます。）を発行いたしました。第2回新株予約権の発行により、行使が完了した2020年12月11日までに新株予約権の対価と合わせて931,917千円を調達しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

- ①当社は、2020年4月30日開催の取締役会において、2020年6月2日を効力発生日として、当社を存続会社とする吸収合併により子会社である株式会社ばどデザイン工場及び株式会社ばどシップの権利義務を承継しました。
- ②当社は、2020年6月2日開催の取締役会において、2020年7月7日を効力発生日として、当社を存続会社とする吸収合併により子会社である株式会社九州ばどの権利義務を承継しました。
- ③当社は、2020年7月13日開催の取締役会において、2020年8月17日を効力発生日として、当社を存続会社とする吸収合併により子会社である株式会社仙台ばどの権利義務を承継しました。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

- ①当社は、2020年5月29日に連結子会社である株式会社ばどラボの保有全株式1,679株を泉州広告株式会社に譲渡いたしました。
- ②当社は、2020年8月31日に連結子会社である株式会社リビングプロシードの保有全株式100,000株をココネット株式会社に譲渡いたしました。

(8) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大により政府が発令した緊急事態宣言などが日本経済に大きな影響を及ぼし、ワクチンの普及など効果が期待される対応策が実施されるまで、極めて厳しい状況が継続するものと考えられます。

当社は、2020年3月期末において継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとして、「継続企業の前提に関する注記」を記載しておりました。当該事象等を解消するべく対応策を実施した結果、事業構造を再構築し、業績面においても、高収益エリアの選択と集中による利益率の改善、大幅な固定費の削減を実現いたしました。さらに、資本市場を活用した資金調達や子会社株式譲渡の結果、極めて安定した手元流動性を確保できたことから、2021年3月期第2四半期末において、「継続企業の前提に関する注記」の記載を解消しております。

上記のとおり、厳しい事業環境にありながら構造改革を完了するなど、当社は段階的にはあるものの確実に事業を進捗させていると自負しておりますが、引き続きすべてのステークホルダーの成功に貢献するため、下記の点を課題と捉

え、その対応策に取り組んでまいります。

メディア事業における課題は、売上高の増大及び利益率の更なる向上であると捉えており、営業人員あたりの売上高増大策や原価率の低減策などを含む取り組みを継続的に実施してまいります。

テクノロジー事業につきましては、一定程度の規模と収益性を兼ね備えた事業創出に向けて、投下した資金を着実に事業基盤の確立に活用することが重要となります。従いまして、エンジニアを中心とする派遣者の採用と派遣先の開拓という両輪を同時に回すことが求められており、中長期的な観点に基づく事業構築となるよう全社を挙げて取り組んでおります。

なお、全社として対処すべき課題は、当社の成長戦略のひとつとして掲げているM&Aの推進にあり、事業シナジーの創出または買収先の成長などを前提として、こちらも中長期的な観点から企業価値の向上に資する案件の検討を進めてまいります。

(9) 財産及び損益の状況

	第31期 2018年3月期	第32期 2019年3月期	第33期 2020年3月期	第34期 (当事業年度) 2021年3月期
売上高(千円)	6,368,873	5,499,450	4,820,142	1,827,185
経常利益/損失△(千円)	168,299	△282,656	78,191	△674,486
当期純利益/純損失△(千円)	155,152	△625,113	△192,848	△905,558
1株当たり当期純利益/純損失△(円)	8.16	△32.19	△9.64	△39.32
総資産(千円)	3,285,527	3,259,460	2,627,288	2,163,388
純資産(千円)	1,163,551	1,541,109	1,344,274	1,482,733

(注) 1. 当社は、連結子会社3社及び非連結子会社1社を吸収合併し、連結子会社2社の全株式を株式譲渡したことにより連結子会社が存在しなくなったため、2021年3月期第2四半期より非連結決算に移行しました。

そのため、第31期2018年3月期、第32期2019年3月期、第33期2020年3月期は非連結決算の数値です。

2. 1株当たり当期純利益/純損失△は、期中平均発行済株式の総数に基づき算出いたしました。

(10) 重要な親会社及び子会社

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

③ その他
2021年5月11日付で株式会社P&Pの株式を取得し、子会社といたしました。

(11) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業部門	事業内容
メディア事業	生活情報誌等の制作、印刷、配布 催事の企画、製作、運営 広告代理店業務
テクノロジー事業	ITエンジニアの派遣・紹介予定派遣 ソフトウェアやシステムの開発・保守・運用

(12) 本社及び主要な支局、事業所 (2021年3月31日現在)

本 社：港区六本木六丁目8-10 ステップ六本木
横 浜 支 局：横浜市中区真砂町3-38 セルテアネックスビル
埼 玉 支 局：さいたま市南区南浦和二丁目39-16 第五大雄ビル
仙 台 支 局：仙台市若林区新寺一丁目2-26 小田急仙台東口ビル

(13) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (才)	平均勤続年数 (年)
98	144 (減)	36.45	8.64

(注) 従業員数は就業人数であります。なお、臨時従業員数につきましては31名 (年間平均人員) であり上記従業員数に含まれておりません。

(14) 主な借入先 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

借入先	借入額
(株)商工組合中央金庫	24,590
三井住友信託銀行 (株)	12,000
(株)滋賀銀行	8,300
(株)横浜銀行	7,600

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

①当社は、2020年10月30日開催の臨時株主総会の決議により、同日「株式会社ぱど」から「株式会社Success Holders」に商号変更いたしました。

②当社は、2021年4月1日開催の取締役会において、株式会社関西ぱど（以下、「関西ぱど」といいます）との無料地域情報誌「ぱど」の発行・配布等に係るフランチャイズ（以下、「FC」といいます）事業に関する業務提携契約を解消すると同時に、各特定地域におけるフランチャイジーとのFC契約を終了し、FC事業を終了することを決議しました。

また、同日開催の取締役会において、当社が保有する「ぱど」に係る商標権を関西ぱどに譲渡する契約の締結を決議しました。

なお、本商標権譲渡契約に基づき同日より1年間を移行期間として、当社においても「ぱど」に係る商標権の利用が可能です。

③当社は、2021年4月27日開催の取締役会において、株式会社P&Pの株式を取得して子会社化することを決議しました。

同社は、福岡県に本社を置く、システム開発及び技術者派遣事業を行う企業であり、本株式取得により当社のテクノロジー事業が大きく前進し、当社全体の収益力を向上させるものと考えております。本株式取得に伴い、2022年3月期より、株式会社P&Pは当社の連結子会社となります。

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
(2) 発行済株式の総数 24,916,115株
(3) 期末株主数 3,383名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
畑 野 幸 治	14,513,515	58.25
有 限 会 社 日 本 デ ザ イ ン 研 究 所	1,302,000	5.23
柿 沼 佑 一	800,000	3.21
BNYM RE ING ASIA PTE BANK (TOKYO RESIDENT)	490,000	1.97
楽 天 証 券 株 式 会 社	439,900	1.77
倉 橋 幸 子	389,000	1.56
株 式 会 社 SBI 証 券	333,404	1.34
株 式 会 社 DMM.com 証 券	220,000	0.88
広 田 朋 也	216,200	0.87
松 井 証 券 株 式 会 社	190,000	0.76

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権に関する重要な事項

① 新株予約権の募集の目的及び理由

当社は、2021年5月18日開催の取締役会において、中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層当社グループの取締役及び従業員並びに当社入社予定者の意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めること、また社外協力者に中長期的な観点から一層の支援を賜ることを目的として、以下のとおり、新株予約権を有償にて発行することを決議いたしました。

② 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

760,900個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式760,900株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、11円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金234円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2024年7月1日から2031年6月13日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2024年3月期から2026年3月期までの事業年度において、当社のEBITDA（以下、損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された営業利益に、キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合は連結キャッシュ・フロー計算書）に記載された減価償却費及びのれん償却額を加算した額をいう。）が下記に掲げるいずれかの条件を満たした場合、当該条件を最初に満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。
 - (a) 2024年3月期のEBITDAが3億円を超過した場合
 - (b) 2025年3月期又は2026年3月期のEBITDAが5億円を超過した場合

なお、当該損益計算書に株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益及びEBITDAをもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会が定めるものとする。

- ② 新株予約権者のうち社外協力者を除く者については、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役若しくは従業員又はアドバイザー、顧問、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社関係会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者であることを要する。

ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ③ 新株予約権者のうち社外協力者については、新株予約権の権利行使時において当社又は当社関係会社のアドバイザー、顧問、コンサルタント又は取締役、監査役もしくは従業員その他名目の如何を問わず当社又は当社関係会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者であることを要する。

ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2021年6月14日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.（1）に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.（3）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.（3）に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.（4）に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.（6）に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2021年6月14日

9. 申込期日

2021年6月7日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役	2名	174,500個
当社従業員	13名	274,700個
当社子会社取締役	1名	74,800個
当社入社予定者	2名	149,600個
社外協力者	2名	87,300個

4. 会社役員に関する事項（2021年3月31日現在）

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	釜 薫	
取締役会長	畑 野 幸 治	株式会社FUNDBOOK 代表取締役CEO
取 締 役	小 松 未 来 雄	管理本部本部長
取締役（監査等委員）	神 庭 雅 俊	本間合同法律事務所 弁護士 株式会社KIJ 非常勤取締役
取締役（監査等委員）	久 保 惠 一	公認会計士久保恵一事務所 公認会計士 東重石油株式会社 社外取締役
取締役（監査等委員）	毛 利 正 人	東洋大学 教授 株式会社テクノスジャパン 社外取締役 ベルトラ株式会社 社外監査役

（注）1. 取締役（監査等委員）神庭雅俊氏、久保恵一氏及び毛利正人氏は、社外取締役であります。

2. 取締役（監査等委員）久保恵一氏及び毛利正人氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 取締役小澤康二氏、取締役（監査等委員）森英文氏・同松室哲生氏は2020年6月30日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任いたしました。

4. 取締役釜薫氏は2020年6月30日開催の定時株主総会において選任され就任いたしました。

5. 取締役小泉一郎氏は2020年8月31日に取締役を辞任いたしました。

6. 取締役小松未来雄氏は2020年10月30日開催の臨時株主総会において選任され就任いたしました。
7. 取締役（監査等委員）久保恵一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 取締役（監査等委員）毛利正人氏は、事業会社及び監査法人での勤務経験があるとともに、現在は大学において会計学等について教鞭を執っていることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役全員との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

① 被保険者の範囲

当社のすべての取締役及び監査等委員である取締役全員

② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。

ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

なお、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等の額

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を次の通り決議しております。

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、中長期的な視点で経営判断を行うため、業績に連動するインセンティブ制度を設けず、基本報酬（金銭報酬）のみとする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を

与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、担当職務や各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定するものとする。

3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額の内容についての決定に関する事項

取締役会に諮って決定するものとする。

- ② 監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬額の範囲内において、業務分担の状況等を考慮して、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

- ③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2018年6月21日開催の第31期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額の上限を200,000千円以内、監査等委員の報酬総額の上限を50,000千円以内と決議しております。

なお、当該定時株主総会終結時点の役員の員数は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名、監査等委員である取締役3名であります。

- ④ 取締役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	22,600 (-)	22,600 (-)	- (-)	- (-)	4名
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	8,959 (8,959)	8,959 (8,959)	- (-)	- (-)	5名

- (注) 1. 取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を含む）に対する報酬額は、2020年6月30日開催の第33期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名（監査等委員を含む）及び2020年8月31日に辞任した取締役1名の報酬額を含めております。

(5) 社外役員に関する事項

取締役会等への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	神 庭 雅 俊	当期開催の取締役会全14回中14回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。 また当期開催の監査等委員会全15回中15回全てに出席し、監査結果についての意見交換等、主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	久 保 恵 一	社外取締役（監査等委員）就任後開催の取締役会全11回中11回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。 社外取締役（監査等委員）就任後開催の監査等委員会全10回中10回全てに出席し、監査結果についての意見交換等、主に公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	毛 利 正 人	社外取締役（監査等委員）就任後開催の取締役会全11回中11回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。 社外取締役（監査等委員）就任後開催の監査等委員会全10回中10回全てに出席し、監査結果についての意見交換等、業界知識を通じて培った知識、見地から、適宜発言を行っております。

(6) 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由

当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置し、重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

(注) 当社の会計監査人でありました三優監査法人は、2020年6月30日開催の第33期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額合計
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,500千円
当社が支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	23,500千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠などを当社の事業規模や事業内容に照らして確認し審議した結果、これらについて適切であると判断したためであります。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を含めております。

(3) 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社及び当社グループ会社は、「コンプライアンス方針」において、コンプライアンスの基本原則を以下のように定め、その精神を代表取締役が継続的に伝達することにより法令遵守と社会規範に基づいた行動をグループ内に徹底しております。

『コンプライアンスが最優先であることを認識し、社会的要請に対応し、社会から信頼される健全な企業活動を実践します』

2. コンプライアンス委員会を設置し、関連規程の整備・コンプライアンスガイドラインの作成・内部通報制度の運営・社内教育の実施などグループ全体のコンプライアンスの徹底と意識の向上を推進しております。

3. 監査等委員会は、独立した立場から内部統制システムの整備運用状況を含む取締役の職務執行を監査し、内部監査室が代表取締役の直接指揮の下に内部統制システムの整備状況と運用の有効性について監視しております。

4. 当社及び当社グループ会社の役員及び使用人は、法令違反等コンプライアンスの基本原則に悖る行為を発見した場合には、ルールに従い直ちに報告を行うこととなっております。

② 取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制

1. 当社及び当社グループ会社では、株主総会・取締役会・経営戦略会議・その他重要な会議の議事録や関連資料、取締役会が決裁した書類等取締役の職務執行に関する文書（電磁的記録を含む。）等の重要な情報は、文書取扱規程に基づき適切に保存し管理しております。

2. 上記の文書等につきましては、監査等委員会及び内部監査室が常時閲覧可能な体制を整備しており、文書取扱規程の改訂に際しましては代表取締役の承認を必要としております。

3. 情報システムにつきましても、常にその安全を監視し、適切な設備を整備し適切に運用しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 企業価値や健全な企業活動を脅かすあらゆるリスクを経営戦略会議及びコンプライアンス委員会で定期的に認識評価し、平時より優先度に応じて具体的な予防策の整備を関連部署に指示し、その進捗状況をチェックしております。

2. リスクが顕在化した場合は、危機管理規程に基づき、代表取締役が緊急度に応じて緊急対策本部を招集し迅速な対応と再発防止策を講じてまいります。

3. 内部統制システム全般の構築を担い、コンプライアンス・危機管理・労働安全衛生の各種施策を推進し、それらの実効性を確保するため、コンプライアンス委員会等の専門委員会を組織し、権限と責任を明確化し、取締役会や監査等委員への報告を求める等、グループ全体の内部統制を包括的・計画的に管理する体制を整備しております。

4. 企業活動に重大な脅威を与える反社会的勢力との関係を完全に遮断するため、全従業員の遵法意識を高め社内の諸規則や体制を整備すると共に、各関係機関と緊密に連携し、有事の際には企業及び関係者の安全確保を最優先事項とし、迅速かつ組織的に対応してまいります。

④ 当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会は、経営目標の効率的な達成を図るために、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役の職務分掌を決定し、各取締役の責任と権限を明確にしております。また各々の担当する業務の執行状況を定期的に取り締役に報告させております。

2. 監査等委員会は内部監査室と相互に連携し、代表取締役及び各取締役の職務の執行が効率的に行われているかの観点からも監査を実施し必要に応じて、助言・勧告を行っております。

⑤ 当社並びに当社グループ会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社のグループ会社についても「コンプライアンス方針」を共有しており、当社と一体的に行う事業については当社と共同して、またグループ会社が独立的に行う事業につきましては当社と連携しつつ独自に体制の整備を推進しております。

2. 各グループ会社は必要に応じて、当社の専門委員会等の会議に参加し、議事録や資料の送付を受けると共に、独自に必要な組織を構築しております。

3. 当社グループ会社間の取引につきましては、その必要性・妥当性等について厳密なチェックを行い、透明性を確保しております。

4. 監査等委員会や内部監査室においては、グループ会社の監査役や内部監査組織とも連携し、各グループ会社の監査を定期的実施しております。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべく使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の監査等委員ではない取締役からの独立性に関する事項

1. 監査等委員会がその職務を補助すべく使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査等委員会と協議し同意を得た上で、適任と思われる使用人を指名いたします。
2. 使用人が監査等委員会を補助すべき期間中、当該使用人の指揮命令は監査等委員会が行い、その命令に関し、監査等委員である取締役以外の取締役、従業員の指揮命令を受けないようにいたします。

⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会または監査等委員である取締役に報告をするための体制、その他の監査等委員である取締役への報告に関する体制、その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査等委員である取締役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、情報収集と意見表明を行っております。また、当社の取締役の業務執行状況の報告を取締役ににおきまして定期的に受けております。
2. 代表取締役及び各取締役は、当社及び当社グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告することとしております。
3. 当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人は、監査等委員会が事業の報告を求め、また、業務及び財産の状況を調査しようとする時は迅速かつ的確に対応することとしております。
4. 監査等委員会への報告を行った当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人に対して、不利益な扱いを行うことを禁じます。
5. 監査等委員である取締役の過半数は社外役員とし、対外透明性を担保しております。監査等委員会は内部監査室及び会計監査人と緊密に連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図っております。

⑧ 監査等委員会の職務の執行について生じる費用又は債務の処遇に係る方針に関する事項

1. 監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をした際には、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員会の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社及び当社グループ会社は、年4回コンプライアンス委員会を開催しております。規程・教育等コンプライアンス・プログラム実践に関する重要方針の決定を行っており、必要な情報を取締役会に報告することとしております。

年4回のコンプライアンステスト、年1回のヘルプラインアンケートを実施し、コンプライアンスに関する意識・行動、コンプライアンス違反リスクの予防体制、内部通報制度の運用等、実態を多面的、かつ、多層的に調査しております。

7. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと認識しており、事業展開の拡大及び企業体質の強化に留意しつつ、利益配分を行うことを基本方針としております。

なお、当事業年度におきましては、株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、無配とさせていただきます。ご了承賜りますようお願い申し上げます。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,124,000	流 動 負 債	642,051
現金及び預金	1,816,026	電子記録債務	144,882
売掛金	234,510	買掛金	131,256
仕掛品	2,273	短期借入金	12,000
原材料及び貯蔵品	96	一年以内返済予定 の長期借入金	26,064
前払費用	72,563	リース債務	6,563
その他	4,099	未払金	211,442
貸倒引当金	△5,568	未払費用	36,962
固 定 資 産	39,387	未払法人税等	12,358
有 形 固 定 資 産	-	前受金	18,412
建物	-	預り金	3,028
工具、器具及び備品	-	その他	39,081
無 形 固 定 資 産	-	固 定 負 債	38,603
ソフトウェア	-	長期借入金	14,426
その他	-	リース債務	4,115
投資その他の資産	39,387	資産除去債務	20,062
投資有価証券	0	負 債 合 計	680,654
破産更生債権等	31,078	純 資 産 の 部	
敷金及び保証金	39,309	株 主 資 本	1,482,733
その他	78	資本金	100,000
貸倒引当金	△31,078	資本剰余金	2,288,291
		資本準備金	1,333,956
		その他資本剰余金	954,335
		利益剰余金	△905,558
		その他利益剰余金	△905,558
		繰越利益剰余金	△905,558
		純 資 産 合 計	1,482,733
資 産 合 計	2,163,388	負 債 及 び 純 資 産 合 計	2,163,388

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,827,185
売 上 原 価		1,260,723
売 上 総 利 益		566,461
販売費及び一般管理費		1,321,191
営 業 損 失		754,730
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	206	
受 取 配 当 金	70	
受 取 手 数 料	40	
違 約 金 収 入	4,822	
助 成 金 収 入	46,094	
経 営 指 導 料	27,898	
そ の 他	10,181	89,312
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,841	
解 約 金	5,402	
そ の 他	1,825	9,069
経 常 損 失		674,486
特 別 利 益		
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	118,272	
事 業 譲 渡 益	30,000	
そ の 他	3,849	152,121
特 別 損 失		
子 会 社 株 式 売 却 損	364,216	
減 損 損 失	3,688	
そ の 他	5,375	373,280
税 引 前 当 期 純 損 失		895,645
法人税、住民税及び事業税		9,912
当 期 純 損 失		905,558

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

区 分	株 主 資 本					評価・換算 差 額 等	新株 予約権	純資産 合 計
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金	株主資本 合 計			
		資本準備金	その他資本 剰余金	その他利益 剰 余 金				
			繰越利益 剰 余 金		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金			
当 期 首 残 高	100,000	811,033	624,260	△192,848	1,342,445	1,828	-	1,344,274
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	522,922	522,922			1,045,845			1,045,845
減 資	△522,922		522,922		-			-
欠 損 填 補			△192,848	192,848	-			-
当期純損失 (△)				△905,558	△905,558			△905,558
株主資本以外の項目の当期 変動額(純 額)						△1,828	-	△1,828
当期変動額合計	-	522,922	330,074	△712,709	140,287	△1,828	-	138,459
当 期 末 残 高	100,000	1,333,956	954,335	△905,558	1,482,733	-	-	1,482,733

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定しております。)

時価のないもの

総平均法に基づく原価法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法によっております。

原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)によっております。

③ 固定資産の減価償却方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～18年

工具、器具及び備品 2～15年

無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(自社利用分)

④ 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ⑤ 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が一定期間続くとの仮定をもとに会計上の見積り(繰延税金資産の回収可能性、固定資産の減損の判定、貸倒引当金)の会計処理に反映しております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は不確定要素が多く、次期以降の当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 表示方法の変更

- ① 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に「5. 会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

6. 貸借対照表に関する注記

- ①有形固定資産の減価償却累計額 62,336千円
減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しています。

- ②関係会社に対する金銭債権
短期金銭債権 3,197千円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収入 7,761千円

営業費用 301,699千円

営業取引以外の取引高 28,311千円

(注) 当社の関係会社(子会社)であった株式会社リビングプロシード等は、当事業年度中で全株式を譲渡いたしました。そのため、上記の金額には、当該関係会社(子会社)に該当していた期間の取引高を含んでおります。

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

① 当事業年度末における発行済株式数

株式の種類	当事業年度期首	当期増加	当期減少	当事業年度末
普通株式	20,003,115株	4,913,000株	-株	24,916,115株

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 4,913,000株

② 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、効力の発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

③ 当事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の数

該当事項はありません。

9. 金融商品に関する注記

① 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業を行うための設備投資資金及び運転資金については、銀行借入により調達しております。また、当社は、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、敷金及び保証金は、主に事務所等の敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である電子記録債務、買掛金及び未払金並びに未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で3年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

(i) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、販売管理規程に従い、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(ii) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、複数の金融機関と取引をしており、支払金利の抑制に努めております。

(iii) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新することで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

② 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表上、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,816,026	1,816,026	-
(2) 売掛金	234,510	234,510	-
(3) 敷金及び保証金	39,309	37,606	△1,702
資産計	2,089,845	2,088,143	△1,702
(1) 電子記録債務	144,882	144,882	-
(2) 買掛金	131,256	131,256	-
(3) 短期借入金	12,000	12,000	-
(4) 未払金	211,442	211,442	-
(5) 未払法人税等	12,358	12,358	-
(6) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	40,490	40,462	△27
負債計	552,429	552,402	△27

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

これらの時価は、回収予定額を国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定して
おります。

負債

(1) 電子記録債務、(2) 買掛金、(3) 短期借入金、(4) 未払金並びに(5) 未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、
当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引
いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	1,816,026	-	-	-
売掛金	234,510	-	-	-
敷金及び保証金	-	-	-	39,309
合計	2,050,536	-	-	39,309

(注) 3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年 以内	2年超3年 以内	3年超4年 以内	4年超5年 以内	5年超
長期借入金	26,064	10,164	4,262	-	-	-
合計	26,064	10,164	4,262	-	-	-

10. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金等であります。繰延税金資産については、全額評価性引当額として控除しております。

11. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容(注)1	取引金額(千円)(注)2、3	科目	期末残高(千円)
子会社	㈱リビン グプロシード	東京都千代田区	100,000	広告配布業	所有直接100%	情報誌及びチラシの配布役員の兼任	配布代等	245,086	—	—
							経営指導料	26,676	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 営業取引については、市場の実勢価格を勘案して合理的に決定しております。

2. 上記の金額のうち取引金額には消費税等が含まれておりません。

3. 当社の関係会社(子会社)であった株式会社リビングプロシードは、2020年8月31日付で全株式を譲渡いたしました。そのため、上記の金額には、当該関係会社(子会社)に該当していた期間の取引高を含んでおります。

12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	59円 51銭
1株当たり当期純損失	39円 32銭

13. 重要な後発事象に関する注記

(業務提携契約の解消及びフランチャイズ事業の終了)

当社は、2021年4月1日開催の取締役会において、株式会社関西ぼど(以下、「関西ぼど」といいます)との無料地域情報誌「ぼど」の発行・配布等に係るフランチャイズ(以下、「FC」といいます)事業に関する業務提携契約(以下、「業務提携」といいます)を解消すると同時に、各特定地域におけるフランチャイズとのFC契約を終了し、FC事業を終了することを決議し、同日付で実行いたしました。

① 業務提携契約解消及びFC事業終了の理由

当社は、フリーペーパー市場における外部環境の変化に対応するため、媒体のリブランディングなどの新たな戦略を推進する一方で、関西ぼどを含むFC各社は引き続き「ぼど」としての発行・配布を継続したいとの意思が強く、当社における採算性も勘案して各社との協議を重ねてまいりました結果、当社と関西ぼどとの業務提携契約及びFC各社とのFC契約を解消し、当社のFC事業を終了することで合意いたしました。

② 業務提携契約解消の相手先の概要

(1) 名称	株式会社関西ぱど
(2) 所在地	大阪府大阪市西区鞆本町一丁目10番24号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 北田 淳一
(4) 事業内容	生活情報誌、チラシ、パンフレット 商品カタログ集、商品見本等の制作並びに配布 受託
(5) 資本金	40百万円
(6) 設立年月日	2015年10月1日

③ 日程

(1) 取締役会決議日	2021年4月1日
(2) 業務提携解消日	2021年4月1日
(3) FC事業終了日	2021年4月1日

(重要な資産の譲渡)

当社は、2021年4月1日開催の取締役会において、当社が保有する「ぱど」に係る商標権を株式会社関西ぱど（以下、「関西ぱど」といいます）に譲渡する（以下、「本商標権譲渡」といいます）契約の締結を決議し、同日付で実行いたしました。

① 譲渡の理由

当社は、1987年の「ぱど」創刊以来、無料地域情報誌を34年間に亘って発行しております。外部環境の大きな変化に合わせて、昨年には商号を株式会社ぱどから株式会社Success Holdersへ変更し、2021年5月発行から誌名を「ARIFT™」としてリブランドいたします。それに伴い、当社では今後「ぱど」の商標を利用する見込みがない一方で、フランチャイジーであった関西ぱどでは「ぱど」の商標を継続利用したいという意向があり、両社で協議を重ねてまいりました結果、この度関西ぱどに「ぱど」の商標権を譲渡することで合意いたしました。

なお、本商標権譲渡契約に基づき同日より1年間を移行期間として、当社においても「ぱど」に係る商標権の利用が可能です。

② 譲渡資産の内容

(1) 譲渡資産の内容	「ぱど」に係る商標権
(2) 譲渡金額	15百万円
(3) 帳簿価額	0円
(4) 譲渡益	15百万円

③ 譲渡先

(1) 名称	関西ぱど
(2) 所在地	大阪府大阪市西区靱本町一丁目10番24号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 北田 淳一

④ 譲渡の日程

(1) 取締役会決議日	2021年4月1日
(2) 契約締結日	2021年4月1日
(3) 譲渡実行日	2021年4月1日

(株式取得による子会社化)

当社は、2021年4月27日開催の取締役会において、株式会社P&Pの株式を取得して子会社化することを決議しました。また、同日付で株式譲渡契約を締結し、2021年5月11日付で全株式を取得いたしました。

① 株式取得の目的

当社は、新たなメディア事業を創出することができる企業、または、ポストコロナにおいて発展性のある事業・業種を対象として、M&Aを活用した成長戦略を推進しております。

本企業は福岡県に本社を置く、システム開発及び技術者派遣事業を行う企業であり、本株式取得により当社のテクノロジー事業が大きく前進し、当社全体の収益力を向上させるものと考えております。

② 被取得企業の名称及び事業の内容等

- | | |
|--------------|----------------------|
| (1) 被取得企業の名称 | 株式会社P&P |
| (2) 事業の内容 | システム開発及び技術者派遣事業 |
| (3) 資本金等の額 | 20百万円 (2020年9月30日現在) |

③ 株式取得の時期

2021年4月27日

④ 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

(1) 取得した株式の数 2,000株

(2) 取得価額 323百万円

アドバイザー費用等 36百万円

(3) 取得後の持分比率 100.0%

⑤ 支払資金の調達方法及び支払方法

自己資金により充当しております。

(新株予約権(有償ストックオプション)の発行)

事業報告「3. 会社の新株予約権等に関する事項」の「(3) その他新株予約権に関する重要な事項」と同一であるため、当該項目をご参照ください。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月25日

株式会社 Success Holders
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア
東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 木 村 直 人 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 藤 田 憲 三 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Success Holdersの2020年4月1日から2021年3月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の「13. 重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は、2021年4月27日開催の取締役会において、株式会社P&Pの株式を取得して子会社化することを決議し、また、同日付けで株式譲渡契約を締結し、2021年5月11日付けで全株式を取得している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第34期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況の報告を定期的に受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、オンライン会議ツール等を活用して取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月25日

株式会社 Success Holders 監査等委員会

監査等委員 神庭雅俊 ㊟

監査等委員 久保恵一 ㊟

監査等委員 毛利正人 ㊟

(注) 監査等委員 神庭雅俊、久保恵一及び毛利正人は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては経営体制の一層の強化を図るため、1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所 有 す る 株 式 の 数
1	たに ぐち まさ き 谷 口 雅 紀 (1986年2月24日) <新任>	2008年4月 株式会社博報堂入社 2016年10月 株式会社BuySell Technologies 入社 執行役員CMO 就任 2017年1月 株式会社BuySell Technologies 取締役CMO 2020年3月 株式会社BuySell Technologies 取締役副社長兼COO	-株
2	はた の こう じ 畑 野 幸 治 (1983年5月2日) <再任>	2007年4月 株式会社Micro Solutions設立 代表取締役 アイ・マネジメント・ジャパン株式会社 (現 株式会社BuySell Technologies) 入社 2016年10月 株式会社BuySell Technologies 代表取締役 2017年8月 株式会社FUNDBOOK設立 代表取締役CEO (現任) 2020年1月 当社取締役 2020年2月 当社取締役会長 (現任)	14,513,515 株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する株式の数
3	かま しのぶ 釜 薫 (1979年8月27日) <再任>	2002年4月 中央出版株式会社入社 2004年9月 株式会社仙台北ど入社 2011年7月 株式会社仙台北ど 営業課長 2016年4月 株式会社仙台北ど 営業部長 2018年6月 株式会社仙台北ど 代表取締役社長 2020年6月 当社代表取締役社長(現任)	-株
4	こまつ みきお 小松 未来雄 (1984年7月3日) <再任>	2013年2月 有限責任監査法人トーマツ入所 2017年1月 公認会計士登録 2020年1月 株式会社FUNDBOOK入社 2020年4月 当社出向 管理統括本部副本部長 2020年9月 当社入社 管理本部副本部長 2020年10月 当社取締役兼管理本部副本部長(現任)	-株

(注) 1. 畑野幸治氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。

2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 役員等賠償責任保険契約の概要

釜薫氏、畑野幸治氏及び小松未来雄氏は、現在当社の取締役であり、当社は現在、当該3名及び監査等委員3名の計6名を被保険者として保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、上記3名の再任が承認された場合には、当該保険契約を継続する予定であります。

また、新たに谷口雅紀氏の選任が承認された場合には、上記の保険契約の被保険者に含まれることとなります。

なお、「役員賠償責任保険契約の概要」については、14ページをご参照ください。

以上

株主総会会場ご案内図

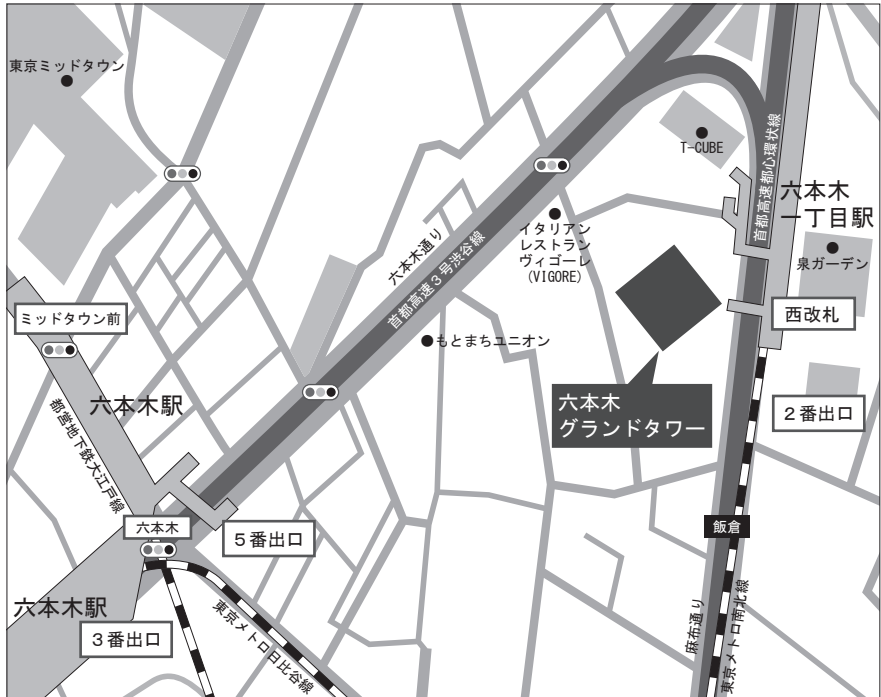
会場：東京都港区六本木三丁目2番1号

住友不動産六本木グランドタワー9階

ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター Room C

(前回と異なる部屋となっておりますので、ご注意ください)

電話 03-5545-1722



交通のご案内：地下鉄 東京メトロ南北線六本木一丁目駅直通
(西改札)

※ベルサール六本木とは異なる建物です。
ご注意ください。

※当日、専用の駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。